

別紙標準様式(第7条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会
開 催 日 時	平成29年4月4日(火曜)15時30分から17時30分まで
開 催 場 所	香里ヶ丘図書館2階集会室
出 席 者	会長：下村泰彦 委員、副会長：加嶋章博 委員 委員：川添賢史 委員、岸田陽子 委員、原田隆史 委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 開会 2. 挨拶 3. 委員紹介 4. 事務局紹介 5. 会長及び副会長の互選 6. 諮問 7. 審査会の運営について 8. 事業の概要について 9. 審査項目等について 10. 今後のスケジュール 11. その他
提出された資料等の 名 称	1. 香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会 委員名簿・配席表 2. 香里ヶ丘図書館建替工事設計業務に係るプロポーザル募集要項(案) 3. 香里ヶ丘図書館建替工事設計業務に係るプロポーザル評価基準(案) 4. 香里ヶ丘図書館建替工事設計業務に係るプロポーザル様式集(案) 5. 香里ヶ丘図書館建替工事設計業務委託仕様書(案) 6. 公募スケジュール 7. 全体スケジュール 【参考資料1】 諮問書(写) 【参考資料2】 枚方市審査会等の会議の公開等に関する規程 【参考資料3】 枚方市情報公開条例(抜粋) 【参考資料4】 香里ヶ丘図書館建替え基本計画 【参考資料5】 「香里ヶ丘図書館建替え基本計画(素案)」についての 市民アンケート等の実施結果について 【参考資料6】 香里ヶ丘中央公園図
決 定 事 項	各案件について、「概ね案件のとおりで異論はない。」修正を踏まえた募集要項(案)等を公表前に各委員で再度確認する。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条に該当するため
会議録等の公表、非公 表の別及び非公表の 理 由	最優秀提案者選定後に公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 (事 務 局)	市駅周辺等活性化推進部

審 議 内 容

1 開 会

事務局：第1回目の香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会を開催いたします。本日は、委員の皆様、お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当させていただきます、市駅周辺等活性化推進部次長の富田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。僭越ではございますが、会長と副会長の選出、諮問までの間、事務局で進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。本審査会につきましては公開を前提とさせて頂いておりますが、審議により公開・非公開につきまして決定する予定としております。公開となりました場合は傍聴者に入場して頂きます。また、本日の会議録作成にあたりまして、会議内容を録音させていただいております。ご了承いただきますようお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、伏見市長から、一言、ご挨拶させていただきます。伏見市長、よろしくお願いいたします。

2 挨拶

市長：設計事業者を選定する香里ヶ丘図書館は昭和49年11月に開館し、本市の図書館分館においては第2位の貸出数となっており、地域に根差したサービスを提供しております。しかしながら、老朽化・バリアフリー対策の遅れといった課題があり、この度図書館の建替えを決定した次第であります。香里ヶ丘図書館が位置する香里ヶ丘地域は都市再生機構による既存団地の再整備が進められております。本市としては同機構と連携し、若年層・子育て世代を中心とする新たな市民層の定住を促し、持続可能な都市を目指し、香里ヶ丘地域におけるまちづくりの一環として図書館や隣接する香里ヶ丘中央公園等の再整備を一体的に進めていきたいと考えております。新しい香里ヶ丘図書館を市民にとって魅力的で地域の活性化につながる素晴らしい施設とするためにも民間事業者のノウハウを取り入れるとともにPPPの考え方に基づく事業展開を行っていく必要があると考えております。そこで香里ヶ丘図書館建替工事に係る設計業務においては、地域におけるまちづくりの課題を踏まえ、図書館設計の前提となる施設整備の在り方や中央公園との機能連携強化に向けた技術提案を民間事業者に求めていくため、本審査会を設けました。多くの市民が香里ヶ丘に住み、生きる喜びを感じ、魅力のあるまちづくりの実現に寄与できるような図書館の整備ができる民間事業者を審査会の専門的知見、幅広い分野の中から選定いただきたく思います。

3 委員紹介

事務局：審査会の委員の皆様方をご紹介します。摂南大学理工学部建築学科教授の加嶋章博委員です。第34期枚方市社会教育委員の川添賢史の委員です。ふせ法律事務所弁護士の岸田陽子委員です。大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授の下村泰彦委員です。同志社大学大学院総合政策科学研究科図書館情報学コース教授の原田隆史委員です。以上、5名の委員の皆様で、香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査を行っていただきます。また、本日は全委員ご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例に基づき、この審査会が成立していることをご報告いたします。

4 事務局紹介

事務局：本選定審査会事務局の紹介をさせていただきます。市長の伏見隆です。市駅周辺等活性化推進部長の二見です。次長の山中です。課長の友田です。都市整備部施設整備課長の太谷です。課長代理の伊藤です。課長代理の永田です。係長の中島です。主任の外谷です。係員の横部です。土木部次長兼公園みどり推進室長の河本です。課長の今木です。課長代理の山本です。教育委員会社会教育部次長兼中央図書館長の藤丸です。中央図書館副館長併任市駅周辺等活性化推進部主幹の中道です。係長の苗代でございます。本日は、事務局の補助として、地域経済研究所の井上様、小林様にも同席していただいております。そして私は、市駅周辺等活性化推進部次長兼子ども青少年部副参事子育て支援施策推進担当の富田です。以上でございます。

5 会長及び副会長の互選

事務局：次第5の審査会の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。この審査会の設置根拠である枚方市附属機関条例では「会長及び副会長を置く」としており、その選任につきましては、委員の互選によるとされていますが、ご推薦などはございますか。

委員：事務局に提案があれば一任してはどうでしょうか。

事務局：それでは事務局よりご提案させていただきます。今回の審査会では、これまで他市において施設整備のプロポーザル選定審査の経験をされている下村委員に会長をお願いしてはどうかと考えております。また、副会長には、建築案件でございますので、建築の分野から委員となっただいている加嶋委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。

全委員：異議なし。

事務局：異議がないようですので、下村委員が会長に、加嶋委員が副会長に選任されました。下村会長より、会長就任のご挨拶をいただきたいと思っております。

会長：事業者選定は非常に慎重に行う必要があります。特に事業者が注目される場面も多くあり、出来るだけ公正に行い、個人情報等に関わるものを除いて原則公開なので慎重に行います。委員各位にはその旨ご協力いただきたく思います。

事務局：つづきまして加嶋副会長より、副会長就任のご挨拶をいただきたいと思っております。

副会長：香里団地という由緒ある場所にある香里ヶ丘図書館の建替えにあたり、住民や図書館職員から愛されるような図書館の改築になるよう委員各位にご協力いただきながら進めていきたいと思っております。

6 諮問

事務局：審査会へ諮問をさせていただきます。諮問につきましては、伏見市長から下村会長に諮問書を手渡していただきます。委員の皆様におかれましては、参考資料1として、諮問書（写）をお配りしておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。それでは、伏見市長、下村会長、前のほうにお越しく下さい。

事務局：香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会会長様、香里ヶ丘図書館設計事業者の選定について。標記の件につきまして、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定に基づき、香里ヶ丘図書館設計事業者の選定について貴審査会に諮問します。よろしくお願ひします。

事務局：伏見市長は公務が入っているため、ここで失礼させていただきます。今後の進行は、
下村会長にお願いしたいと思います。

会 長：まず、事務局に資料の確認をお願いします。

事務局：資料は、次第、資料1～7、参考資料1～6となっております。

7 審査会の運営について

会 長：次第7「審査会の運営について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局：審査会の運営についてご説明いたします。今後、審査会を進めるに際して、会議の公開、非公開、委員名の公表、非公表、会議録の作成や公開時期の、大きく3点について決定していただきたいと思います。参考資料2「枚方市審査会等の会議の公開等に関する規程」をご覧ください。この規程の第3条にありますように、枚方市では会議を原則として公開することとしておりますが、1号から3号のいずれかに該当する場合は公開しないことができると定めています。2号に枚方市情報公開条例第6条の規程による非公開情報という記載がありますが、参考資料3として、この条文を抜粋した資料をおつけしておりますので、ご覧ください。裏面の第6条6号と7号を太字にし、下線を引いています。事務局としては、「本審査会において、公募前の評価基準の審議などの意思形成過程に関する事項が含まれており、公正な事業者選定を妨げるもの」が本条項に該当すると考えております。参考資料2をご覧ください。会議の公開、非公開の決定については、同規程第4条に、当該会議に諮って行うこととしており、非公開とする場合は、その理由も明らかにする必要があります。事務局としましては、本審査会が、同規程第3条の2号、枚方市情報公開条例第6条の規程による非公開情報が含まれる事項について審議、調査等を行うものであることから、会議を非公開とすることが望ましいと考えています。続いて、委員名の公表、非公表についてですが、他市のプロポーザル選定審査では、委員名を公表するか、非公表とするかについても取り扱いが分かれている現状です。この審査会で決定していただきたいと考えております。非公表としているケースでは、その理由を、応募者が委員に接触することを防ぐためとしておられます。一方、公開しているケースでは、委員に接触した応募者は失格とするという要件を設けておられます。事務局としては、枚方市の他の審査会等で、委員名を非公開としている事例が無いことから、委員名は公表し、接触した応募者は失格とする要件を設定することが望ましいのではないかと考えています。次に、会議録につきましては、同規程の第7条に定めがあり、審議の経過がわかるように発言内容を明確にして記録することになっています。作成した会議録につきましては、同規程第8条のとおり、確定後速やかに一般の閲覧に供することとしていますが、会議を非公開とする場合には、公表方法について、審査会で決定することとしています。事務局としては、会長以外の委員のご発言については、全て「委員」とし、個人が特定されない形で記録させていただきたいと考えています。また、公開の時期については、最優秀提案者が選定された後が望ましいと考えています。以上で、説明を終わらせていただきます。

会 長：事務局から説明がありました会議の公開方法、会議録の取り扱いについて、何かご意見、ご質問等はございますか。枚方市においては委員名を公表している前例があり、これに則り事務局からの説明通り、委員名は公開することとし、選定過程に

おける事業者との接触については失格という形をとりたいと思います。また、会議録は委員名を挙げ一言一句記載するもの、要約版とする場合がありますが、市としてはどちらを採用すべきでしょうか。

事務局：原則一言一句の記載を採用しております。公表前に各委員に議事録案の内容を確認して頂いた上での公表となります。

会 長：以上説明の通りとなっておりますが、よろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

会 長：それでは委員名については、公表とし、会議録についても、事務局からの説明どおりの方法で作成し、最優秀提案者の選定後に公表していくことにします。

8 事業の概要について

会 長：香里ヶ丘図書館設計事業の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局：香里ヶ丘図書館建替え基本計画、香里ヶ丘図書館建替え基本計画（素案）についての市民アンケート等の実施結果について説明をさせていただきます。まず、「香里ヶ丘図書館建替え基本計画」をご覧ください。「はじめに」では香里ヶ丘図書館の設立経過と基本計画の目的について記載しております。周辺地域との関係性、市民の皆様が住み続けたいまちづくりに寄与する旨を記載しております。香里ヶ丘図書館は北東に香里ヶ丘中央公園、東に市役所香里ヶ丘支所まで横並びに続く商業施設が隣接しており、商業施設に隣接するバス停からは京阪電鉄枚方市駅・香里園駅、枚方公園駅方面と行き来するバスが運行されております。中央公園を挟んで北側には保育所・小学校が位置し、香里ヶ丘図書館から道路を挟んだ向かい側には、民間保育所と幼稚園のある香里ヶ丘D地区となっております。次に現在の香里ヶ丘図書館の施設概要については、282平方メートルが閲覧スペースとなっており、市内各図書館分館の閲覧スペース中では最も狭い閲覧スペースを有する図書館となっております。一方で貸出冊数は楠葉図書館に次いで7つの分館の中で第2位となっており、延べ利用人数も同様に第2位となっております。香里ヶ丘図書館をめぐる課題として、窓枠の腐食、壁面の汚れ、雨漏りによる天井の損傷等といった施設の老朽化、狭隘な閲覧スペースの中で開架冊数を確保していることから施設全体の通路が狭くなり車イス等の動線の確保が困難であること、また、2階への移動手段が階段のみで、エレベーター設備がないことといったバリアフリー化の遅れがございます。また香里ヶ丘図書館は移動図書館の基地としての機能を有しておりましたが、平成17年に中央図書館に役割を移管した後は車庫スペースが利用されておらず、施設機能配置の点で課題を要しております。香里ヶ丘図書館の登録分布図では、想定される利用者圏域を示しており、現在図書館から概ね半径1.2kmの範囲に住居を構える利用者を想定しておりますが、建替によるサービス面の向上及び閲覧室の拡大により、半径1.5km圏内まで拡大することができるとしております。また、新たな香里ヶ丘図書館の収蔵能力として、100,000冊としております。新たな香里ヶ丘図書館では、「南部地域における拠点図書館」「気軽に立ち寄り、ゆったりと過ごせる滞在型図書館」、「子育て・若者世代の役に立つ課題解決型図書館」、「緑の公園や周辺地域と一体感があり地域の魅力向上に寄与する図書館」、「民間ノウハウを活用した魅力的で効果的・効率的な図書館」の5つのコンセプトに基づいて建替の計画・サービスへの反映してまいります。敷地の活用については、開

架等閲覧に寄与するスペースを現状の倍の床面積となる560平方メートルを見込んでおります。予定としては計画14ページの表のとおりとなっております。表ではオープン想定時期を平成32年度の早期のオープンと考えております。また、市・教育委員会・図書館についての計画・施策についても本稿で示しております。続きまして「市民アンケート等の実施結果」について、説明をさせていただきます。基本計画素案策定時に、市民を対象に実施したアンケートのご意見とそれに対する回答をまとめたものとなります。意見募集期間は平成28年12月1日から平成28年12月20日、意見提出手段はホームページにて入力または、書面での提出としております。実施した結果、提出いただいた方は46名、意見数は201件となっております。アンケートの意見は基本計画の5つのコンセプトとその他で分類しており、特に「図書館の収蔵能力、開架・閉架冊数のバランス」、「開館後の図書館の管理運営」、「図書館の内部・外観のデザイン」「周辺分室の存続」についてのご意見が多く、関心が多い事柄として捉えております。その他、市民からのご意見の聴取・反映方法等についてのご意見がございました。以上で「図書館建替え基本計画」と「市民アンケート実施結果」についての説明を終わります。

会 長：「香里ヶ丘図書館建替え基本計画」について等へのご意見・質問等がありますでしょうか。

事務局：先程の説明の補足で、素案段階では開架冊数5万冊、閉架冊数5万冊として提案しておりましたが、開架冊数を増やしてほしいとする市民アンケートの結果を鑑み、開架冊数6万冊、閉架冊数4万冊に修正しております。

会 長：基本計画については既に確定した内容となっておりますか。

事務局：平成29年3月13日開催の教育委員会で意思決定をいただいたものとなっております。

会 長：わかりました。また、基本計画にある5つのコンセプトが実現されないと、基本計画に沿わなくなり、本事業の目的が達成できなくなると言えます。

委 員：建替え基本計画について、先程確認をとったとおりこの計画方針で進めていくこととなりますか。

会 長：そのように捉えております。

委 員：設計事業者と施工事業者が ECI のような形で一緒にやることは今回考えないですか。

会 長：設計事業者と事務局が密な連携によって事業を進めていくこととなります。事業者が5つのコンセプト+αとなる提案をすることも考えられます。

9 審査項目等について

会 長：次に次第9「審査項目等について」を議題とします。「プロポーザル募集要項(案)」と「プロポーザル評価基準(案)」を分けて議論を進めたいと思います。事務局から、まず「プロポーザル募集要項(案)」の説明をお願いします。

事務局：それでは資料2「香里ヶ丘図書館建替工事設計業務に係るプロポーザル募集要項(案)」について、ご説明いたします。なお、本募集要項は、案として事務局で整理させていただいております。本日は特にご審議いただきたい内容を主として説明を進めさせていただきます。1の「本募集要項の扱い」にございますように、募集要項につきましては、別途、資料3「香里ヶ丘図書館建替工事設計業務に係るプロポ

ーザル評価基準（案）」、及び同じく資料4「同設計業務に係るプロポーザル提出書類様式集（案）」を一体のものとして扱っております。2の「目的」でございますが、先ほど、市長の挨拶にもありましたように、現在の香里ヶ丘図書館におきましては、閲覧スペースが狭いことをはじめ、老朽化やバリアフリー化の遅れなど多くの問題を有しており、その解決に向けた施策や取り組みが課題となっております。一方、本図書館が位置する香里団地は、今後も都市再生機構による再整備等が進められる状況にあることから、同機構と連携強化を図り、子育て環境の充実や高齢者の暮らしやすいまちづくりに向け、香里団地を先行モデル地区として「地域医療福祉拠点化」を進める予定でございます。そこで本市は若年・子育て世代を中心とする新たな市民層の定住を促し、持続可能な都市をめざすために、香里ヶ丘地区におけるまちづくりの一環としまして、香里ヶ丘図書館、そして香里ヶ丘中央公園等の公共施設の再整備を進めることといたしました。香里ヶ丘図書館の建替工事に係る設計業務におきましては、こうした香里ヶ丘地区におけるまちづくりの方向性や課題を踏まえ、図書館の施設機能のあり方とともに、図書館設計の基幹となる隣接する香里ヶ丘中央公園との機能連携強化に向けた考え方や公園の整備のあり方についても技術提案を求めてまいります。また、香里ヶ丘図書館の建替工事に係る設計業務を進めるに際しましては香里ヶ丘中央公園の改修設計と緊密な連携を図りながら設計事業者の提案等を生かした上で、まちの魅力を創出する一体的な両者の設計業務を進めることで、効果的な整備と整備後の活用を図ることを大きな目的としております。3の「委託業務の概要」ですが、業務名称は「香里ヶ丘図書館建替工事設計業務委託」です。業務概要といたしまして、i)の香里ヶ丘図書館の整備に関する考え方に係る業務及び、ii)の図書館の設計業務としております。なお、i)では、香里ヶ丘図書館の設計業務を行う上で必要となる香里ヶ丘地区の再生及び香里ヶ丘中央公園の整備に関する構想案の整理業務一式を求めておりますが、構想案整理の後、中央公園の基本設計と実施設計業務につきましても、最優秀提案者に別途発注する旨を記載しております。(3)の「履行期間」につきましては、本業務の契約締結日から、平成30年8月10日までとしております。(4)の「委託金額」の上限額につきましては、消費税及び地方消費税相当額を除き、54,400,000円としております。次に4「公募型プロポーザルの概要」についてご説明いたします。プロポーザルの審査体制につきましては、選定審査会5名の委員の所属・氏名を記載させていただいております。事業用地の概要につきましては、記載のとおりとなっておりますご参照ください。プロポーザルの実施スケジュールでございますが、本日時点で予定している日程を記載しております。内容と併せてご参照ください。提案審査のスケジュールにつきましては、後ほど評価基準の説明の際にご説明させていただきます。5の「募集要項・評価基準等の公表」、6の「参加資格審査」、7の「(2) 提案審査」の「技術提案書の受付」までにつきましては、説明を割愛させていただきます。次に7の「(3) 提案審査」では、提案審査にて今回求める技術提案の項目をまとめております。提案項目につきましては、大項目、中項目、小項目と分類させていただいております。まず、大項目、まちづくりにつきましては、地域の在り方についての考え方を求めており、具体的には、香里ヶ丘地区の再生についての考え方、その再生に寄与する香里ヶ丘中央公園と図書館の一体的な整備の考え方、香里ヶ丘中央公園の整備の考え方について提案

を求めていきます。次に大項目の施設計画、配置計画、維持管理運営への配慮につきましても、香里ヶ丘図書館における地域課題の解決に向けた考え方、施設内の空間についての考え方、敷地条件の制約についての考え方、効率的な維持管理運営の実現に向けた考え方について提案を求めてまいります。大項目の最後、業務実施方針では、業務を担当するチームの特徴及び本市との連携方法、事業スケジュール及び事業予算との整合性確保の方法について提案を求めていきます。ヒアリングの実施についてですが、本プロポーザルへの提案者が多数の場合は、ヒアリングの対象提案者を評価基準に記載する基準によって、概ね5者程度に選定する場合があることや、ヒアリングは公開で開催すること、また、ヒアリングで使用する資料は、技術提案書のみ使用可とすること等を記載してございます。なお、選定審査会において最優秀提案者と優秀提案者を選定し、提案審査の結果につきましては、技術提案書を提出したのに対し通知書を送付すること、また最優秀提案者及び優秀提案者は本市ホームページにおいて公表することを記載しておりますのでご参照ください。8の「留意事項等」としまして、失格事項を記載しております。またプロポーザルの中止の要件としまして、本プロポーザルへの応募者が1者のみの場合または、資格審査の通過者および資格審査の通過後の辞退により審査の対象が1者のみとなる場合につきましては、本プロポーザルを中止する旨を記載しています。以下には、留意事項等を記載しておりますのでご参照ください。次に9「参加資格要件」でございますが、応募者は本市において「建設コンサルタント等(建築設計に限る)」の競争入札参加資格を有している者を要件のひとつにしております。これは予め企業の身分等を確認することで、適正な契約に資することを目的としています。また、国内での元請の履行実績を有している旨について要件を記載しております。建替え予定の香里ヶ丘図書館の延べ面積につきましては約1200平方メートルを計画しておりますので、本プロポーザルの応募者は、過去15年間において、延べ面積1,000平方メートル以上の図書館の新築又は増築に係る基本設計または実施設計業務の元請け実績を要件としております。10の「契約の締結」におきまして、本市は、審査会にて選定された契約候補者である最優秀提案者と提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定めた上で価格提案書を基に見積りの徴収を行い、契約締結に伴う手続きを進める旨を記載しております。また、11には、「契約を締結しない場合」の旨を記載しておりますので、ご参照ください。以上で、募集要項(案)の説明とさせていただきます。

会 長：ただいま事務局から「プロポーザル募集要項(案)」についての説明がありました。何かご意見・質疑等がございますか。委託業務の概要について、プロポーザルの事業者選定をする中で、香里ヶ丘図書館の整備に関する考え方に係る業務について、「なお、香里ヶ丘中央公園の設計については、最優秀提案者に別途発注する可能性がある」となっていますが、あくまでも今回のプロポーザル提案では図書館設計のみとなりますが、その後「場合によっては業務内容の追加で受注することになる」とする旨を明記しておいたほうが良いのでしょうか。

事務局：業務概要については庁内協議に基づいて作成しております。図書館・中央公園の整備については、いただいた提案内容をもとに進めていくこととしております。

会 長：わかりました。提案審査の内容について、「まちづくりの地域の在り方についての考え方」の項目で、本事業では図書館の建替工事がプロポーザルの主たる目的であ

りますと同時に、香里ヶ丘地区の再生についての考え方も求めています。図書館づくりを推進することで地域の活性化、団地再生に繋がるようなきっかけとなることを期待しているもので、また、中央公園との一体的な整備の考え方でも同様に地域連携の在り方を模索しているものであるといえます。このことから図書館本体のみならず地域を取り巻く周辺環境にも配慮のある提案内容であることが望まれます。審査についても同様に幅広い視野で選定を進めていく必要があります。また、ヒアリングの実施については、提案者が多数の場合には概ね5者程度で選定するとありますが、現段階の書きぶりによろしいでしょうか。また、選定理由についての記載はなくてもよいのでしょうか。

事務局：後ほど、評価基準案の説明時に予備審査についての説明をいたします。評価につきましては技術提案書の評価に基づくものとしております。

会 長：わかりました。審査会で予備審査を行う旨を留意します。続いて評価基準（案）についての説明をお願いします。

事務局：香里ヶ丘図書館建替工事設計業務に係るプロポーザル 評価基準（案）についてご説明いたします。評価基準（案）につきましても、ご審議いただきたい内容を主として説明を進めてまいります。2の「審査の概要」ですが、審査方法は、公募型のプロポーザル方式とし、応募者から提出された参加表明提出書類、各種提案書およびヒアリングの内容をもとに、本市および香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会により「参加資格」と「提案」の審査を行います。提案審査におきましては、最も評価点が高い者を最優秀提案者（契約候補者）、次点者を優秀提案者として選定します。なお、先程の募集要項（案）にもございましたが、本プロポーザルへの提案者が多数の場合につきましては、選定審査会において、評価基準に基づき予備審査を行い、ヒアリングを実施する提案者を概ね5者程度で選定するものとしております。3の「手続き及び審査の手順」としましては、本プロポーザルの手順を記載しております。本日開催の第1回選定審査会後は、今月14日に募集要項や評価基準の公表を予定しております。その後、参加資格に関する質疑及び回答、参加資格審査を経て、提案審査に関する質疑の受付及び回答を行います。7月下旬には公開でヒアリングを実施し、最優秀提案者および優秀提案者を選定、8月に提案審査結果の通知および本市ホームページにおいて公表するとともに、審査講評につきましても公表をしていく運びとなります。5の「提案審査」について説明をさせていただきます。提案審査の評価基準ですが、企業および技術者の業務実績、技術提案書および提案価格により総合的に評価を行います。評価は、業務実施体制の評価、技術提案書の評価、価格提案の評価に区分し、それぞれの評価点を15点、75点、10点を満点とし、合計100点満点としております。それでは各評価について簡単にご説明いたします。まず「①業務実施体制の評価」ですが、評価項目としましては、企業の設計業務の実績、管理技術者の実績、主任技術者の実績とし、それぞれの項目につきまして資格と実績および主なテーマを挙げ、実績の件数に応じて得点をつけることで評価していきます。「②技術提案書の評価」につきましては、募集要項（案）にもございましたが大項目、中項目、小項目に分類し、大項目ごとに記載の配点を設定しております。右の5ページの別表にございます評価区分AからEの5段階で評価をしていただき、その乗率を算出し評価点とします。「価格提案の評価」につきましては、中段の算定式より事務局が算出し評価点とします。なお、

最高点が同一の場合は、「技術提案書の評価」の評価点が最も高い者を最優秀提案者に選定すること、また審査の結果、「技術提案書の評価」において評価点が75点満点中、45点に満たない場合は最優秀提案者として選定の対象としない旨を記載しております。最後になりますが、これらの項目を評価するための様式として、「香里ヶ丘図書館建替工事設計業務に係るプロポーザル様式集(案)」を、また設計業務委託の詳細につきましては「香里ヶ丘図書館建替工事設計業務委託仕様書(案)」として別途添付しておりますので、ご参照くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。「評価基準(案)」の説明は以上でございます。

会 長：ただいま事務局から「プロポーザル評価基準(案)」についての説明がありました。特に評価審査項目の一覧表を中心に要点を絞って審議したいと思います。評価基準は、最優秀提案者を選定する重要なところですので、委員の皆様からのご意見を踏まえてまとめたいと思います。まず4ページの一覧表についてですが、まちづくり項目、施設計画項目、配置計画項目、維持管理運営への配慮、業務実施方針を総合的に評価することになりますがいかがでしょうか。

委 員：先程ヒアリングの実施は5者程度とするとなっておりましたが、これは7月4日から中旬にかけて、どのような形で選定を進めていく運びとなるのでしょうか。

事務局：現在7月中旬頃に第2回選定審査会の開催を予定しており、審査会の中でヒアリングを行う事業者を選定します。事前に参考資料として技術提案書を配布し、各委員に内容を確認していただいた上で審査会に臨む流れとなります。

委 員：価格評価点等については事務局側で採点し、技術評価点に係る部分は第2回選定審査会で採点するということよろしいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

会 長：価格評価点のように機械的に評価するものと審査会において評価するものと基準が明確に示されているといえます。他にご意見等がなければ他の評価項目についても審議を行います。評価項目内の「施設計画：施設内の空間についての考え方」にある、動線計画の上下というのは図書館の1階と2階を指しているのでしょうか。

事務局：そのとおりです。利用者と職員双方にとって使いやすい動線計画を求めています。

会 長：図書館内の集会室については、地域拠点として利用者が何かイベントができるような施設を想定していると思いますが、部屋の小分けや多目的利用など複数の団体の利用を促すものとなっているのでしょうか。

事務局：基本計画の中で建替後の集会室の在り方について示しており、多目的室としての利用を見込んでおります。

会 長：わかりました。

委 員：多目的室の配置は2階を計画しているのでしょうか。

事務局：そのとおりです。

会 長：会議室の多目的用途と配置計画、地域との連携の可能性が選定評価の基準となってくると考えられます。評価項目についても資料を公示する前に調整していきたいと考えています。

委 員：建替え基本計画の施設や敷地に付与する機能について、情報関連機器等スペースの国立国会図書館データベース検索用端末について、これは国立国会図書館の図書館蔵書分権の送信に関する端末、あるいは、国立国会図書館サーチの検索用端末なのかどちらを指しているのでしょうか。

事務局：現段階では国会デジタルの国立国会図書館蔵書資料の内容閲覧が可能なシステムが利用可能となる端末の導入を想定しております。

委員：ということは、図書館送信文献数300万冊の印刷も可能とする端末の導入となるのでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員：評価項目の大項目の施設計画と配置計画について、配置計画は例えば敷地の利用についての考え方と、施設計画の項目内容とは切り離せないものと考えておりますが、項目を分けた意図について教えてください。

事務局：配置計画については、敷地内の駐輪や駐車スペースの確保を求めています。これは現在の香里ヶ丘図書館が抱える課題となっており、改善に向けた大きなテーマであると捉えています。項目を分け、そのため配置計画としての提案を求める意図があります。施設計画としての関連性があるものについては項目の統合等の調整を進めてまいります。

会長：配置計画が図書館敷地の配置計画となりますので、「敷地計画」と称することが一般的といえます。敷地計画の中で周辺道路とのアクセスの状況や公園隣接部との関連性というコンセプトが含まれます。配置計画が敷地全体の中での建物の位置、屋外空間、例えば広場や屋上等の活用用途、駐車場の位置があった上で建物本体の設計に繋がっていくと考えられ、どちらを優先すべきかではないが、計画を進める明確な道筋を示す必要があります。現行の「配置計画」の表現のままでも進めても良いのでしょうか。

委員：重視しているポイントとして、中項目として分類しているテーマの位置づけのとおりで良いと思います。施設計画の中に配置計画の中項目以降を加えたほうがわかりやすいと考えておりますが配点は変更しなくても良いと思います。

会長：今回は建築関係事業者の参加が多いと考えられますので、委員の専門的な知見を反映してはいかがでしょうか。事業者にもわかりやすい表現となると思います。施設計画の中項目の順番は「地域課題の解決に向けた考え方」「敷地条件の制約についての考え方」「施設内の空間についての考え方」に変更とします。

委員：評価項目の「施設計画、地域課題の解決に向けた考え方」について、「香里ヶ丘中央公園との一体的な効用を最大化するための図書館設計の考え方」とあるが、別の項目のまちづくりの項目と視点が重複していないでしょうか。

会長：まちづくりの項目については「概念や考え方」、施設計画の項目については「図書館や公園の施工による具体的な連携方策」と考えており、これが提案事業者にとって理解できるかが問題となるといえます。

委員：まちづくりは公園との一体的整備、施設計画は図書館施設整備と捉えており、例えば、「香里ヶ丘中央公園との一体的な活用を最大化するための図書館設計の考え方」という風に読んだ際に、「するための」という部分が強調されているように感じました。これは図書館整備の計画なので、図書館の整備手法に焦点を向けていくべきと考えています。

会長：具体的な整備方策を記載することで事業者の提案内容に差が出にくい。事業者に提案内容を考えてもらえるような書きぶりにしなくてはいけないといえます。

事務局：委員の方々が仰っていることが我々の狙いでもあります。図書館設計を主としながらも公園との一体感のある整備の在り方を望んでおります。

会 長：香里ヶ丘中央公園との一体的な「利用か運用」、どちらの表現を用いたほうがいいでしょうか。利用だけとすると施設の窓から見える公園の景色も含まれることになるといえます。

事務局：我々の狙いとしては図書館と公園双方からまちづくりにアプローチできるような手法を期待しております。施設の相互利用を前提とした仕掛けを作っていくことが望ましいと考えております。

委 員：一体的な活用を可能とするという表現はいかがでしょうか。

会 長：「香里ヶ丘中央公園との一体的な活用を可能とする図書館設計の考え方」、という書きぶりでどうでしょうか。こうすることで図書館と公園の双方の利用を想定していると事業者にも理解いただけると思います。例えば、図書館で本を借り、中央公園で本を読む等で過ごし、図書館で本を返すというような具体的なサイクルを提案の中で示すことができるのではないのでしょうか。

事務局：内容を事務局側で再度検討し、ご意見を反映する形に修正する方向で進めてまいります。

会 長：図書館の市民参画や運用面の在り方、例えば図書館の指定管理制度を取り入れるのか直営でいくのかなどについての具体的な方策等ソフト面に関する提案は求めないのででしょうか。

事務局：建替え基本計画で示しております通り、指定管理制度を導入する予定となっております。

会 長：従来の図書館法では利用者である市民との距離があるといえます。建替えを機にイベントの開催等の市民参画型のサービス提供をしていくことが今日の図書館運営やまちづくりの在り方になってくるのではないのでしょうか。

委 員：現在では図書館法の改正も進み、「図書館＝本の貸借をする場」から、市民同士の触れ合いの場として供していく流れとなっています。そのことから単に静かな場所でなくなりつつあるのが現状であるといえます。

会 長：図書館設計のみならず、外に開かれた図書館構想というテーマは事業者も提案することが想定されるので、評価していきたいと思います。この場合、設計内容だけでなく、コンセプトとしても評価すべきでしょうか。

委 員：図書館の計画と施工を目的とした設計について、空間の使い方、即ち「運用」についての考え方で事業者に差が出てくるものと考えられる。

会 長：関連してくる項目としては、「維持管理運営」が挙げられます。

事務局：「施設計画：施設内の空間についての考え方」において、幅広い利用者を想定した施設の在り方の中で、多目的な用途の利用や市民ボランティア活動も含まれると考えております。

委 員：広く捉えるのであれば、滞在的空間としての書架等の配置というところまで限定しないほうがいいと思います。調和がとれた「滞在的空間」としての図書館の考え方という表現にすることで、書架に限らない空間の在り方を表現することができると思います。

会 長：書架に限定しなくても良いと思います。もう少し緩やかな縛りにするほうが、様々な提案が出てくるはずなので「内部施設の配置の考え方」ぐらいにしておくが良いですね。

委 員：公表する募集要項の中に敷地図や航空写真等の資料を示さないのでしょうか。

会 長：資料の用意もですが、ホームページ等での公表形式とするのか事業者が任意で提供元より入手するのかについても考える必要があります。

事務局：敷地については建替え基本計画、公園の現状については参考資料6のとおり、資料を添付しております。図書館用地の敷地の配置図のような資料について現在特段用意はしておりません。今後用意できるかについては庁内で検討いたします。図表等資料はあったほうが良いでしょうか。

会 長：事業者から具体的な敷地についての質疑が出るのが想定されるため、あったほうが良いと思います。現在用意されている図についても方位、スケール、等高線のレベル、座標についても明記されていることが望ましいです。

事務局：中央公園の数値入りの図面に関しては公表に向けて用意いたします。

委 員：職員が使いやすいという記載内容がないが加えるべきではないでしょうか。効果的な図書館利用や運用も建替えにおける改善すべき課題であると考えております。

会 長：維持管理や運営管理についての位置づけや書きぶりも検討していただきたいと思えます。

委 員：図書館と公園の一体的な整備の考え方の中で、例えば想定を超える擁壁の修繕等については、敷地境界線を跨いだ提案を受け入れるべきでしょうか。

事務局：施工については安全性等地元との調整も必要となりますので、施工法の妥当性についても提案内容を見た上で判断します。建築物ではなく通路程度であれば実現可能性は高いと考えております。留意すべき点として、市と都市再生機構の工作物の区域境界について協議を重ねていく必要があります。

委 員：市の土地としては現図書館敷地と公園部分に対して、同機構の土地については動線の在り方を検討していくということで良いでしょうか。

事務局：はい。

会 長：公園については具体的にどの程度の整備構想を期待しているのでしょうか。

事務局：中央公園全体のゾーニング程度を求めてまいります。

会 長：公園整備の在り方についての評価項目については要項等の熟読の程度や受け止め方で、提案者によって提案範囲が違ってくると想定されます。そこに期待をするのであれば提案の内容をどこまで書くかは提案者の判断で良いと考えます。以上で審議は終わります。事務局は、本審議内で出た検討・修正点について6日までに各委員にメールで送信してください。

10 今後のスケジュール

会 長：次第10「今後のスケジュール」について事務局より説明をお願いします。

事務局：本日ご審議いただきました内容を整理し、プロポーザル実施の公告を4月14日に行いたいと考えております。第2回審査会は7月中旬を予定しており、応募状況や提案状況について確認を行います。第3回審査会は7月末頃を予定しており、応募者によるプレゼンテーションと質疑応答、その後、最優秀提案者の選定と審査講評を作成するため、審議のお時間を設けさせていただきます。なお、このスケジュールは、本市の事例や他市の先進事例などを基に作成したのですが、審議の状況等により変更することも想定していることを念のため申し添えさせていただきます。続きまして、香里ヶ丘図書館および香里ヶ丘中央公園の整備事業スケジュールを簡単にご説明させていただきます。スケジュールの上段は香里ヶ丘図書館におけるス

ケジュールを、下段は香里ヶ丘中央公園におけるスケジュールを示しております。まず、図書館についてですが、本プロポーザルにおきまして選定いただきました最優秀提案者との契約締結後は、香里ヶ丘図書館建替工事設計業務委託仕様書に基づき、基本設計及び実施設計を進めてまいります。業務期間といたしましては、契約締結日から平成30年8月10日までとしておりますが、本日、選定審査会を開催しております既設の図書館の解体撤去工事および隣接しております中央公園の擁壁工事に係る設計につきましては29年度末までに完了し、平成30年度早々より図書館の解体撤去工事、引続き中央公園の擁壁工事を実施いたします。なお、擁壁工事につきましては、下段、中央公園の第1期整備工事に該当いたします。図書館の新設工事に係る設計は先程の説明のとおり平成30年8月10日に完了し、工事におきましては、同年12月定例月議会承認後、契約締結をし、平成32年1月末頃までの工期をもって進めてまいります。竣工後は開館準備を経て、平成32年の夏頃には新たな香里ヶ丘図書館のオープンを予定しております。一方、中央公園につきましては、図書館の設計業務において、本プロポーザルで提案された公園の考え方を基に、「香里ヶ丘図書館・中央公園 整備のあり方検討書」の作成を求めていることから、その検討書に基づき本市が公園整備に伴う設計の仕様書を作成、委託業務を発注し、平成30年10月末頃までの期間にて基本設計・実施設計を進めてまいります。その後、先程ご説明をさせていただきました第1期整備工事に続き、別途、第2期整備工事を実施し、平成32年2月頃の完成を目指してまいります。以上、スケジュールの説明とさせていただきます。

会 長：「今後のスケジュール」について、何かご意見・ご質問等がございますか。特段なければこの日程で進めていきたいと思っております。では日程調整については事務局より説明をお願いします。

事務局：第2回は、7月18日頃、第3回は7月31日頃を事務局として提案しますが、各委員皆様の予定は、いかがでしょうか。

会 長：第2回、3回選定審査会の日程調整表について各委員は各自予定を確認の上、事務局に提出することとします。第3回は参加事業者数によっては相当の時間がかかることが想定されるのでその旨ご理解いただきたいと思っております。

1 1 その他

会 長：連絡事項として、事務局から何かございますか。

事務局：本日の資料について、ご不明な点などがありましたら、恐れ入りますが、4月6日までに、メールなどで、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。本日の会議録につきましては、事務局で案を作成して各委員にご確認いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会 長：それでは、第1回審査会を終了します。